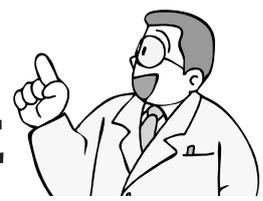


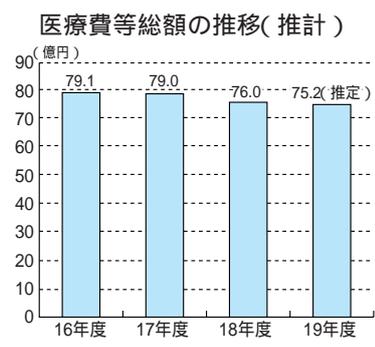
平成  
19年度

# 国民健康保険税の 税率が決定しました

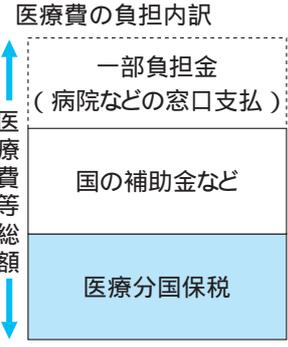


国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や介護保険の介護サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。平成19年度の国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。

《問合せ》  
 医療・給付に関すること 市民課国保医療係  
 申告・課税に関すること 税務課市民税係  
 納付方法に関すること 税務課収税係  
 または各総合支所市民生活課



平成19年度は医療費の総額が減少する見込みです。この推定額をもとに今年度の国保税額を算出した結果、下表のとおり税率を改正します。なお、旧市町域ごとの不均



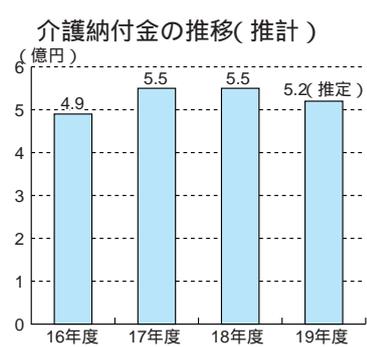
医療分は、医療費の総額から病院などで支払う一部負担金と国などの補助金を差引いた額を負担していただきます。

**医療分**  
 1年間に予想される医療費の総額から算定されます

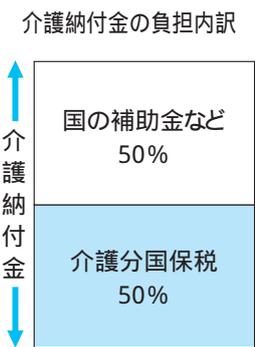
医療分の税率(平成19年度)

税率の区分	豊岡	城崎	竹野	日高	出石	但東
所得割(所得に応じて)	6.99%	5.66%	5.55%	5.78%	6.69%	5.26%
資産割(固定資産税に応じて)	26.59%	21.52%	21.09%	21.97%	25.43%	20.00%
均等割(被保険者1人につき)	26,200円	21,196円	20,777円	21,642円	25,048円	19,703円
平均割(1世帯につき)	22,100円	17,879円	17,526円	18,255円	21,128円	16,620円
最高限度額	560,000円					
不均一課税(減額率)	なし	19.1%	20.7%	17.4%	4.4%	24.8%

一課税(注1)は、今年度が最終年度となります。  
 注1: 市町合併に伴う国保税額の激変緩和措置として、3年間(平成17年度~平成19年度)導入する制度です。今年度が不均一課税の最終年度となるため、旧市町が持ち寄った基金などの残額



平成19年度の介護事業は、国の定める介護給付金の額が減少したことに伴い、下表のとおり税率を改正します。



介護分は、国の定める介護納付金の額から国庫支出金などを差し引いた額を負担していただくこととなります。

**介護分**  
 (40歳以上65歳未満の方) 国の毎年定める介護納付金の額により決定します

を全額使い、地域ごとに税率を決めています。

経過措置

《所得割算定》  
 年金収入 - 公的年金等控除  
 - 公的年金等特別控除(7万円)  
 《軽減判定所得算定》  
 年金収入 - 公的年金等控除 - 特別控除(15万円)  
 - 公的年金等特別控除(7万円)  
 対象者は平成17年度分の市民税において公的年金等控除または老年者控除の適用があった方(昭和15年1月2日以前生まれ)。

公的年金等控除の見直しなどに伴う経過措置  
 昨年度の税制改正による公的年金等控除の見直しなどに伴い、国税負担の増加に配慮するため、次のとおり経過措置を行います。

介護分の税率(平成19年度) 40歳以上65歳未満の方

税率の区分	豊岡市 全域
所得割(所得に応じて)	1.88%
資産割(固定資産税に応じて)	10.13%
均等割(被保険者1人につき)	10,100円
平均割(1世帯につき)	5,800円
最高限度額	90,000円

## 所得の申告が必要です

国民健康保険に加入している方は、所得の有無にかかわらず、申告してください。

## 国保税には軽減・減免制度があります

軽減制度

平成18年中の所得金額（世帯主と被保険者の合計所得）により、国保税の軽減制度があります。左記のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。

平成18年中の総所得金額（世帯主と被保険者の合計）が下記の金額以下の世帯	
7割軽減	33万円 申請がなくても当初から軽減
5割軽減	33万円 + (世帯主を除いた被保険者数) × 24万5千円 申請がなくても当初から軽減
2割軽減	33万円 + (被保険者数) × 35万円 申請書の提出が必要(該当世帯には申請書を送付)

## 減免制度

災害、その他特別の事情により、国保税を納めることが困難となった場合には、その程度により国保税の一部が減

免される場合があります。詳細は税務課市民税係まで問い合わせください。

## 納付は安心・便利な

口座振替で

国保税の納期は、年9回です。納付については、口座振替がとて便利です。振替の手続きは、金融機関や郵便局で、預貯金通帳や届出印を持参の上、申し込みください。

平成19年度の納期		
月	納期	納期限
7月	1期	7月31日(火)
8月	2期	8月31日(金)
9月	3期	10月1日(月)
10月	4期	10月31日(水)
11月	5期	11月30日(金)
12月	6期	12月25日(火)
1月	7期	1月31日(木)
2月	8期	2月29日(金)
3月	9期	3月31日(月)

## 国保税を長い間滞納すると…

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付することになり、医療費などがいったん全額自己負担となります。納付が困難な方は早めに税務課収税係まで相談ください。

## 国民健康保険

高齢受給者証、特定疾病療養受療証をお持ちの方へ

## 新しい受給者証を郵送します

市が発行している国民健康保険の「高齢受給者証」と「特定疾病療養受療証」をお持ちの方に、8月1日(水)から有効の新しい受給者証を、7月下旬に郵送します。有効期限の切れた受給者証は使用できませんのでご注意ください。

## 対象者

高齢受給者証

昭和7年10月1日から昭和12年7月1日までに生まれた方で、国民健康保険の加入者(老人保健受給者を除く)

医療制度の改正に伴い、1割負担の方は、平成20年4月1日から一部負担金の割合が2割に変更となります。そのため1割負担の方の証は、「2割(平成20年3月31日までは1割)」と記載されています。

## 特定疾病療養受療証

特定疾病療養受療証をお持ちの75歳未満の国民健康保険被保険者(老人保健受給者を除く)

限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方へ

## 有効期限は7月31日(火)です

入院時の食事代や一部負担金を軽減するために、市が発行している国民健康保険の「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」、限度額適用認定証の有効期限は7月31日(火)です。引き続き証を必要とする方、または新たに証を必要とする方は申請してください。なお、申請した月の初日から有効の証を交付しますので、8月以降に申請してください。

対象者  
限度額適用・標準負担額減額認定証

高齢受給者証をお持ちの方で、国民健康保険の世帯主を含む同保険被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方

高齢受給者証をお持ちの方で、老年者に係る市民税非課税措置廃止に伴い課税者となった方の世帯の非課税者平成20年7月までの経過措置(標準負担額減額認定証)

70歳未満の国民健康保険被保険者(老人保健受給者を除く)

く)で、国民健康保険の世帯主を含む同保険被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方  
限度額適用認定証  
70歳未満の国民健康保険被保険者(老人保健受給者を除く)で、納期限到来の国民健康保険税を完納している世帯の方

申請に必要なもの  
被保険者証または退職被保険者証  
印鑑

減額認定証(所持者のみ)  
高齢受給者証(所持者のみ)  
被保険者のうち平成19年1月1日時点で豊岡市に住民票のない方は、該当者の所得課税証明書

過去1年間に入院日数が90日を超える方は、減額認定証に該当日を書き入れますので、入院日数が90日を超えたこと分る医療機関の領収書を提出してください。

## 《申請・問合せ》

市民課国保医療係または各総合支所市民生活課